

『生活保護法の解釈』

内藤誠夫 [著]

日本社会事業協会発行 / 1947年5月 / 18cm / 161頁 / 図書番号 OF-0995

生活保護法（旧法）は1946年9月9日公布、10月1日施行の全47条からなる法律であった。本書は、本法立案当初から関与した厚生事務官の著者による、法律および施行令等の解説である。

第1章では本法制定の経緯を説明する。終戦後の社会情勢下において生活困窮者が激増し、さらに海外引揚者や企業整備（原文のママ）に伴う離職者等、既存の法律では保護から漏れる者が生じるおそれがあった。政府は緊急政策として1945年12月に「生活困窮者緊急生活援護要綱」を実施し、その一方で総合的保護法律制定の準備を進めた。そして生活保護法が施行され、救護法等の従来生活保護に関する法律は廃止された。

第2章では本法の根本趣旨を示す。それは、①国民の最低生活を保障する、②現に生活の保護を要する状態にある者であれば無差別平等に保護を行う、③国が自己の当然の責務として保護を行う、の3点である。「しかし国が国民に対して本法の保護に関して義務を負い、国民は国家に対して権利を有するという建前はとっておらず、国民は国家が本法の保護を行う責務を有しておくことによって反射的利益を受けるものと解すべきである」と著者は解説する。

第3章では本法により保護を受ける者の資格を定義する。本法第1条の「生活の保護を要する状態にある者」とは、生活扶助については日々の生活をたてることができない者を、その他の扶助については日々の生活は辛うじて自力で営んでいるが、医療を受ける費用等を支出する余裕のない者を指すとする。しかし本法による保護がいわゆる惰民を生み出すことを防ぐ為、怠惰者や素行不良者等には保護をなさないとする規定が設けられた。

第4章では保護機関を市町村長と定めた理由として、保護を受ける者の状況をよく知る立場にあることや保護の手続をより迅速に進められること等を挙げる。また保護事務に関して民生委員を市町村長の補助機関とすることが法律に明記された。

第5章では、各種の保護の程度（費用）と方法を例示する。ただし、程度と方法は情勢の変化に応じて適時変更を加える為、勅令で定めるように規定される。また本法による保護は最低生活を保障しようとするもので、それを超える程度の生活の保持は他の施策制度に委ねるとする。

第6章は地方公共団体や公法人、私人の経営する保護施設（養老院や母子寮等）に関する説明である。これらの施設は本法による保護の実施に重要な役割を担う為、免税等の特典を与えると共に必要な監督を行い施設内容の堅実化を図るとする。

第7章は保護に要する費用負担の説明である。原則として保護を受ける者の居住地の市町村が費用を負担し、国と都道府県が補助をする形をとる。都道府県と市町村にも費用の一部を負担させたのは、管内の住民の生活保護に重大な関係をもつ以上、その費用の分担は本質上適当であるという理念に基づくとする。

第8章では補足として、従来法律等から本法への移行にあたっての経過的措置等を説明する

本法は後に社会保障制度審議会の勧告を受け、日本国憲法第25条の理念に基づいて全面改正された。新たな生活保護法（現行法）は1950年5月4日に公布・施行された。

（山野辺香葉・市政専門図書館司書主任）